

仲町小 学校だより

〒330-0061 さいたま市浦和区常盤 8-18-4 Tel048-831-4781 Fax048-835-1355



メールアドレス e-mail : nakacho-e@saitama-city.ed.jp

ホームページアドレス <http://nakacho-e.saitama-city.ed.jp/>

いじめを許さない

校長 長谷場 明博

6月になりました。先日は、御多用の中、個人面談に御協力いただきありがとうございました。今後、何かありましたら、遠慮なく担任にご相談ください。

皆さん、いじめの定義を御存じでしょうか。平成25年9月に施行された「いじめ防止対策推進法」は、児童生徒の尊厳を保持する目的の下、社会総がかりでいじめの問題に対峙するために基本的な理念や体制を定めた法律です。この中で、いじめとは、「当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているもの」としています。なんとなくのイメージで「これはいじめだけど、これくらいはいじめにはならない」と判断するのはとても危険です。

さいたま市では、毎年6月を「いじめ撲滅強化月間」と定めています。この時期は、子どもたちが内面にストレスを抱え込みやすく、理由もなく不安になったり落ち込んだりし、衝動的な行動が増える傾向が見られるようです。また、いじめの認知件数が増加してくる時期でもあります。本校でもいじめの問題について考え、いじめの未然防止に向けた取組を推進します。いじめは、単なる「悪ふざけ」から始まり、徐々にエスカレートしていき、手口も分からないように巧妙になってきます。一方で、いじめられている方は、一人で抱え込むことが多く、それがいじめだと認識していないことも少なくありません。本人が「嫌な思い」「苦痛」を感じている場合は、全ていじめとして認知し、いじめられている側の立場にたって対応する必要があります。そして、学校は、いじめと認知した場合は、被害加害両方の保護者に連絡をします。その後の対応について相談させていただきますので、御協力をよろしくお願いします。いじめは、どの学校でも、どの学級でも、どの子どもにも起こり得ます。私たちは、そのことを認識し、絶対にいじめを許さないという強い意志と組織的な対応を行います。また、いじめ撲滅のためには、周りの子どもや保護者、地域の方からの情報がとても大切です。学校と保護者と地域がたくさんの目で子どもたちを見守り、子どもが発する小さなサインを見逃すことのないようにすることがいじめ撲滅につながります。心配なことや違和感があれば、遠慮なく学校に情報をいただければありがたいです。学校は、子どもたちにとって、保護者にとって、地域の方にとって絶対的に安心安全な場所ではなくてはいけません。最近、子どもの安心安全が脅かされるニュースが多く、私たち教職員も一層身を引き締めて仕事に当たっています。来校の際は、必ず名札を着用し、名札がない場合は、職員がお声掛けしますので、御理解と御協力をお願いします。

今月もよろしくお願いいたします。